

宮川・庄川流域

水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み

令和4年1月

宮川・庄川流域新五流総地域委員会

## 1 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

現状の河川において想定される浸水等の水害リスク情報及び現状の減災に係る取組み状況について共有する。共有した内容は以下のとおりである。

### (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

#### ① 市村と伝達一覧表の更新内容や危険箇所などについて、相互に確認

- ・毎年4月中に、市村と県が伝達一覧表の更新を行っている。(県、市村)
- ・毎年5月中に、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視を行っている。(県、市)
- ・消防団及び水防団との情報の共有ができる体制の確立を図る。(県、市村)

#### ② 避難情報等の発令基準

##### ・高山市

避難情報判断・伝達マニュアル(水害編) 4. 避難情報の河川水位等における発令判断基準において記載している。(別添資料1-1)

##### ・飛騨市

避難情報の判断・基準マニュアル 第1編水害 4. 避難情報の発令判断基準において記載している。(別添資料2-1)

##### ・白川村

避難情報の判断・伝達マニュアル(水害編) 4. 避難情報の発令判断基準において記載している。(別添資料3-1)

#### ③ 避難場所・避難経路

##### 【避難場所】

##### ・高山市

高山市ハザードマップにおいて記載している。

##### ・飛騨市

地域防災計画第4編資料編10において記載している。(別添資料2)

##### ・白川村

白川村ハザードマップにおいて記載している。

##### 【避難経路】

##### ・高山市

高山市ハザードマップにおいて記載している。

#### ④ 避難誘導體制

##### ・高山市

地域防災計画第3章第7項第2節避難計画において記載している。(別添資料1-2)

##### ・飛騨市

地域防災計画第2編第16節において記載している。(別添資料2-2)

・白川村

地域防災計画第2編第21節避難対策において記載している。（別添資料3-2）

⑤ 河川・砂防・道路情報に関する周知

- ・「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ山と川の危険箇所マップ」、「ぎふ川と道のアラームメール」の周知、情報内容の把握を図っている。（県、市村）
- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表。（県）
- ・近年、中小河川での浸水被害も多発していることから、洪水浸水想定区域図を作成していなかった河川において、水害危険情報図を作成、公表するとともに、これら河川に設置した水位観測所において避難判断の目安となる水位を設定。（県）

（2）水防に関する事項

① 河川情報の入手方法や、「ぎふ川と道のアラームメール」による河川情報の配信について水防団に説明

- ・河川水位計、河川監視カメラを設置。（県）  
水位計設置河川：神通川（宮川）、太江川、川上川、苔川、荒城川、大八賀川、江名子川、高原川、庄川  
危機管理型水位計設置河川：上記以外のすべての一級河川  
監視カメラ設置河川（簡易型含む）：神通川（宮川）、江名子川、高原川、荒城川、川上川、苔川、庄川、太江川
- ・新五流総地域委員会や河川安全利用推進協議会などの機会を利用して、水防団に河川情報の入手方法や、情報の内容について説明を行っている。（県）
- ・河川改修の進捗状況や、浸水被害の発生状況を踏まえ、必要に応じ重要水防箇所、水位周知河川及び洪水予報河川の設定内容の見直しを行う。（県、市村）
- ・洪水予報河川だけでなく、水位周知河川でも氾濫発生情報（レベル5相当情報）を公表するとともに、土木事務所長から首長への確にホットラインが行えるようマニュアルを作成。（県）
- ・的確な水防活動が行えるよう、水防訓練の充実を図る。（県、市村）

② 合同巡視に自治会等の代表者を加え、重要水防箇所の巡視を実施

- ・毎年5月中に、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、水防団（消防団）、地元住民代表と合同で巡視を行っている。（県、市）【再掲】

③ 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応

・高山市

計画規模降雨では市庁舎、災害拠点病院（高山赤十字病院、久美愛厚生病院）はすべて浸水想定区域外に立地しているため、水害時にも対応できる。

想定最大規模降雨では市庁舎、災害拠点病院（高山赤十字病院、久美愛厚生病院）いずれも浸水想定区域内となるが、想定浸水深は3m以内であるため、2階以上は対応できる。

- ・飛騨市  
市庁舎は浸水想定区域内に立地しており想定浸水深は0～0.5mであるが、1階部分は地上より浸水想定水深以上であることから水害時にも対応できる。
- ・白川村  
災害拠点の村庁舎は浸水想定区域外に立地しているため、水害時にも対応できる。

### (3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

#### ① 排水施設、排水資機材の操作・運用

- ・排水ポンプ車の配備。(県) 2台

河川の氾濫等により浸水被害が発生、あるいはその恐れがある場合、岐阜土木、大垣土木管内に配備した県の排水ポンプ車の出動を要請し、被害軽減、早期復旧を図る。

- ・宇津江排水ポンプ(高山市)、2台

「機能」 巾下排水路が氾濫する場合に、ゲート等を守り、越流や宇津江地域の浸水を防ぐために宮川へ放流することを目的としている。

「操作・運用」

- ・浸水対策ポンプ施設の取扱いマニュアルを作成し、地元町内会や消防団、建設業協会へ操作方法を周知
- ・年数回の訓練を実施
- ・危険地域の避難勧告時に建設業協会及び消防団でポンプ運転を実施

#### ② 樋門、陸閘の操作・運用

- ・向町陸閘(県：飛騨市へ委託)
- ・大久古管理棟陸閘(県：飛騨市へ委託)
- ・高野陸閘(県：飛騨市へ委託)

「機能」 宮川の洪水が堤内地へ流入することを防ぐことを目的としている。

「操作」

岐阜県古川大橋水位観測局において観測した宮川の水位(標高482.095mを零点とした量水標の水位をいう。)が3.3m(氾濫注意水位)に達し、さらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を速やかに全閉する。また、水位が下降し、3.3m(氾濫注意水位)を下回り、さらに上昇するおそれがないときは、陸閘を全開する。

宮川の水位が上記に規定する水位未満のときは、陸閘を全開にしておく、ただし、洪水が発生するおそれがあるときはこの限りではない。

- ・上野陸閘(県)

「機能」 宮川の洪水が堤内地へ流入することを防ぐことを目的としている。

「操作」

陸閘の閉鎖は、岐阜県古川大橋水位観測局において観測した宮川の水位(標高482.095mを零点とした量水標の水位をいう。)が6.7mに達し、さらに上昇

するおそれのある場合において、周辺施設等への影響を勘案し古川土木事務所長が決定する。また、水位が下降し、3.8m（避難判断水位）を下回り、さらに上昇するおそれがないときは、陸閘を全開する。

・下野陸閘（県）

「機能」宮川の洪水が堤内地へ流入することを防ぐことを目的としている。

「操作」

岐阜県古川大橋水位観測局において観測した宮川の水位（標高 482.095mを零点とした量水標の水位をいう。）が5.5mに達し、さらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を速やかに全閉する。また、水位が下降し、3.8m（避難判断水位）を下回り、さらに上昇するおそれがないときは、陸閘を全開する。

③ ダムの操作・運用

・丹生川ダム（県）

「目的」・荒城川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道水の供給、発電を目的とする。

「操作」・丹生川ダム操作規則による。

「事前放流」・ダムごとの上流域の予測降雨量が、設定された基準降雨量以上となり、洪水調節容量が不足し、非常用洪水吐からの越流が予測されたときに実施する。

・宮川防災ダム（高山市）

「目的」・宮川流域の洪水被害の軽減を目的とする。

「運用」・高山市防災ダム等管理条例による。

・山田防災ダム

「目的」・山田川沿岸の洪水被害防止を目的とする。

「操作」・山田防災ダム管理規則による。

（４）被害軽減、拡大防止の取組みに関する事項

① 災害時応急対策用資機材備蓄拠点の運用（県）

・道路、河川、砂防施設等が被災した際、人命救助の観点からもこれら施設の応急復旧、被害拡大防止を図る必要があるため、高山土木、古川土木管内に応急対策に必要な資機材をあらかじめ配備する備蓄拠点を整備。

## 2 地域の取組み方針

前項1において、現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために、関係機関がそれぞれ又は連携して令和7年度までに実施する事項は以下のとおりとする。

また、毎年の進捗管理は、別紙様式で行うこととする。

## (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・毎年4月中までに、市村と県が伝達一覧表の更新を行うこととする。(県、市村)  
【再掲】
- ・毎年5月中までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視する。(県、市) 【再掲】
- ・毎年6月初旬までに、市村と県との間で豪雨災害対応防災訓練を実施し、情報伝達の対応を確認する。(県、市村)
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施支援(県、市村)
- ・防災施設の機能に関する情報提供を充実させるため、ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等へ周知する。(県、市村)
- ・ダム放流情報を活用した避難体系の確立のため、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善を図る。(県、市村)
- ・想定最大規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビに実装する。(県)

### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図を反映した洪水ハザードマップの改良を行い地元住民に周知する。(市村)
- ・上記の洪水ハザードマップの改良を行った市において、地元住民が洪水ハザードマップを活用し、実際に屋外避難訓練や図上避難訓練を実施する。(県、市村)
- ・「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ山と川の危険箇所マップ」、「ぎふ川と道のアラームメール」の周知、情報内容の把握を図る。(県、市村)
- ・新五流総地域委員会等の場において浸水実績等の状況を周知、共有する。(県、市村)
- ・関係機関が連携して実施する住民参加型の避難訓練等について、実施状況や今後の予定等を協議会の場で共有する。(県、市村)
- ・共助の仕組みの強化するため、新五流総地域委員会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。(県、市村)

### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について新五流総地域委員会等の場を通じて共有する。(県、市村)

## (2) 的確な水防活動のための取組

### ① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・県や市村の広報誌等を使った避難行動等に関する啓発、及び居住地区等に係る災害リスクの住民への周知の実施を行う。(県、市村)

- ・毎年5月末までに、水防資機材の整備状況の把握を行い不足している資機材の配備を行う。（県、市村）

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・洪水時の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策や関係者間の情報伝達の充実を図る。（市村）

**(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組**

① 排水施設、排水資機材の運用方法の改善

特になし

② 樋門、陸閘の運用方法の改善

特になし

③ ダムの操作・運用方法の改善

特になし

**(4) 被害軽減の取組**

① 水防体制に関する事項

- ・新五流総地域委員会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。（県、市村）
- ・新五流総地域委員会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や対策の実施状況を共有する。（県、市村）

### **3 フォローアップとホットライン**

毎年出水期前に新五流総地域委員会幹事会において取組状況の共有、取組方針の設定（必要により更新）、フォローアップを行う。その結果を宮川・庄川流域新五流総地域委員会に報告し意見などを受け取組みに反映する。

また、この他に、河川管理者から市村長へ提供する洪水予報等の河川情報の伝達方法（ホットライン）などの内容とそれに対する市村長の対応については、各種会合の機会を活用して説明し情報の共有を図ることとする。

## 4 各会議の構成と開催状況

### (1) 宮川・庄川流域新五流総地域委員会

#### 【構成員】

國島 芳明	高山市長
都竹 淳也	飛騨市長
成原 茂	白川村長
蒲 義博	飛騨市消防団 団長
高野 喜代行	宮川を美しくする会 会長
中澤 一弘	宮川漁業協同組合 組合長
中田 幸久	古川盆地宮川下流域を水害から守る会 会長
藤澤 裕次郎	古川町区長会 会長
西 明浩	高山市消防団 団長
原田 守啓	岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授
浅井 克之	飛騨県事務所長
藤井 忠直	高山土木事務所長
川瀬 重徳	古川土木事務所長

#### 【オブザーバー】

田村 毅	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長
石井 陽	国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長
高橋 賢一	気象庁岐阜地方气象台 台長
石黒 芳樹	関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 庄川水力センター 所長
橋本 学	北陸電力株式会社再生可能エネルギー一部 部長
近藤 俊介	電源開発株式会社中部支店 支店長

### (2) 宮川・庄川流域新五流総地域委員会幹事会

高山市総務部危機管理課長
高山市建設部維持課長
高山市福祉部高年介護課長
飛騨市総務部危機管理課長
飛騨市基盤整備部建設課長
飛騨市市民福祉部地域包括ケア課長
白川村総務課長
白川村基盤整備課長
白川村村民課長
飛騨県事務所振興防災課長
高山土木事務所施設管理課長
高山土木事務所河川砂防課長
古川土木事務所施設管理課長
古川土木事務所河川砂防課長

### (3) 会議の開催状況

平成28年7月29日	宮川・庄川流域水防災協議会準備会開催
平成28年8月18日	宮川・庄川流域水防災協議会開催（書面表決）
平成29年6月28日	水防災協議会を新五流総地域委員会と統合（河第163号の3）
平成30年8月20日	第7回宮川・庄川流域新五流総地域委員会
令和元年7月10日	第8回宮川・庄川流域新五流総地域委員会
令和2年9月16日	第9回宮川・庄川流域新五流総地域委員会（書面開催）
令和3年8月2日	第10回宮川・庄川流域新五流総地域委員会